

産 4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〔 〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年一月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ湯郷店

所在地 美作市湯郷一二三番地 ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の出入口の位置

（届出書に記載のとおり）

4 変更年月日

平成十五年三月三十一日

二 届出年月日

令和四年十二月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年一月十日から令和五年五月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び美作市産業政策部商工政策課